

答申第 231 号

令和 6 年 2 月 28 日

神奈川県公安委員会
委員長 堀本 久美子 様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 高橋 良

自己情報不開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 6 月 23 日付けで諮問された特定警察署が作成した写真等不開示の件
（その 2）（諮問第 246 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人に係る後記2(2)において「本件対象文書」とする文書を神奈川県個人情報保護条例第39条第4項に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当するとして、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年12月24日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年2月7日、事件現場で審査請求人が立ち会って実況見分を行った際に特定警察署が作成した
 - ア 現場の見取図
 - イ 審査請求人を撮影した写真
 - ウ 特定警察官が持っていた審査請求人が写っている写真にそれぞれ記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、条例第22条第4項の規定に基づき、令和3年1月6日付けで本件請求に対する開示又は不開示の決定を延長する決定を行った上で、同月12日付けで、
 - ア 前記2(1)のアに対して、令和2年3月26日付け「実況見分調書（甲の1）」（以下「本件実況見分調書」という。）
 - イ 前記2(1)のイに対して、令和2年3月26日付け「写真撮影報告書（被害状況の撮影について）」（以下「本件被害状況写真」という。）及び同日付け「写真撮影報告書（エレベーターの乗車位置の撮影について）」（以下「本件エレベーター写真」という。）
 - ウ 前記2(1)のウに対して、令和2年3月26日付け「写真撮影報告書（防犯カメラの精査について）」（以下「本件防犯カメラ写真」という。）を保有個人情報として特定の上、特定した全ての文書（以下「本件対象文書」と総称する。）は、条例第39条第4項に規定する刑事訴訟に関する書類に該当するから、本件対象文書に記録されている保有個人情報については、保有個人情報の開示の請求について定める条例第18条の適用がないものとして、不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年4月9日付け審査請求書及びこれを補正した同月15日付け審査請求書をもって、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める

審査請求を行った。

3 実施機関（担当：神奈川県警察本部地域部地域指導課（地域総務課））の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る保有個人情報

審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、令和2年1月2日、審査請求人が傷害の被害に遭った件（以下「本件事件」という。）について、作成された書類であり、本件請求に対し、実施機関は、特定警察署が作成し保管している次に掲げるアからエの文書を特定した。

ア 本件実況見分調書

実況見分は、犯罪の現場その他の場所、身体又は物について事実発見のため必要があるときに居住者、管理者その他関係者の立会いを得て行うものであり、その結果を正確に記載したものが実況見分調書である。

本件実況見分調書は、本件事件の状況を明らかにするため、令和2年2月7日、事件現場において、審査請求人を立会人として実施した実況見分の日時、場所、目的、立会人及び経過並びに現場付近及び現場の見取図を記載した文書である。

同文書の「実況見分の経過」欄には、現場の位置、現場付近の状況及び現場の状況が記載されており、当該欄の中には、立会人が実況見分の実施時において警察官に対して指示説明した内容も記載されている。また、同文書には、現場の見取図も添付されている。

イ 本件被害状況写真

本件事件の被害状況を明らかにするため、令和2年2月7日、特定交番敷地内において審査請求人を被害者、特定警察官を仮想被疑者として設定した上で、審査請求人による指示説明のもと、本件事件の再現状況に係る写真撮影についての報告書であり、11枚の写真が添付されている。

ウ 本件エレベーター写真

本件事件に係るエレベーター内の審査請求人と被疑者の位置関係を明らかにするため、令和2年2月7日、特定の駅内エレベーターにおいて審査請求人を被害者、特定警察官を仮想被疑者として設定した上で、審査請求人による指示説明のもと、本件事件に係るエレベーター内の再現状況に係る写真撮影についての報告書であり、3枚の写真が添付されている。

エ 本件防犯カメラ写真

本件事件に係る捜査の過程において入手した特定の駅に設置された防犯カメラの映像を接写した写真が添付されている報告書であり、32 枚の写真が添付されている。

なお、前記アの実況見分が実施された令和 2 年 2 月 7 日の時点では、報告書が未作成であったが、同写真については台紙に貼付された状態であったため、特定警察官は当該実況見分の際の参考資料として台紙に貼付された同写真を所持していた。その後、同年 3 月 26 日付けで同写真が貼付された報告書が作成されたため、同報告書を対象文書として特定したものである。

(2) 処分の理由

ア 条例第 39 条第 4 項について

条例第 39 条第 4 項は、刑の執行や少年保護事件などに係る保有個人情報については開示請求の適用除外とすることを定めたものである。

同項で開示請求等の対象外としている保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等に係る保有個人情報のほか、「刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報」についても適用除外としている。これは、刑事訴訟法第 47 条（訴訟書類の非公開）「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」の規定があることを踏まえたものである。

イ 刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」について

刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成又は取得した書類をいい、種類や保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている。

また、事件送致等がされていない場合であっても、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、「訴訟に関する書類」に当たると解するべきであるとされている。

ウ 本件対象文書について

特定警察署は、本件事件の捜査において関係者双方から事情聴取を行った結果、刑罰法令に抵触する行為を認知したため、本件事件関係者から被害届の提出はなされていないものの、将来的な事件化を視野に入れて犯罪捜査に着手し、その一環として本件対象文書を作成している。

今後、本件事件関係者から被害届が提出されれば、特定警察署は鋭意捜査を尽くした上で、検察庁に傷害被疑事件として送致することとなる

ため、本件対象文書については訴訟記録となる。仮に、このまま本件事件関係者から被害届が提出されなかったとしても、将来の事情の変化に対応する必要があることから、本件対象文書は本件事件に関する他の関連する捜査書類と共に公訴時効の期間が満了するまで特定警察署において保管されることとなる。

エ 刑事訴訟に関する書類の該当性について

以上のことから、本件対象文書は、特定警察署が傷害被疑事件に関して作成又は取得した書類であり、本件事件関係者から被害届の提出はなされていないものの、将来的に訴訟記録となる可能性を有していることから、条例第39条第4項に規定する刑事訴訟に関する書類に該当することは明らかである。

(3) その他

審査請求人は、特定警察署が行った審査請求人への取扱いについての要望や特定警察署の対応に対する不服等を主張し、本件処分の取消しを求めているが、実施機関が行う条例に基づく開示・不開示の判断には何ら影響を及ぼすものではないことから、本件処分を取り消すべき主張とは認められない。

4 審査請求人の主張要旨
(省略)

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件対象文書が条例第39条第4項に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当することを理由に請求対象外とし、不開示処分としていることから、その妥当性について以下検討する。

(1) 条例第39条第4項について

条例第39条第4項は、「第18条から前条までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）並びに刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている保有個人情報については、適用しない。」と規定している。

これは、刑事訴訟法第47条が「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と規定する一方、被告事件終了後には、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、そ

の取扱い、開示・不開示の要件、開示及び不服申立て手続等が規定されていること、訴訟に関する書類に含まれる情報の多くが条例第6条で規定する要配慮個人情報に該当することを踏まえて、条例の開示請求等の対象外としたものである。また、刑事訴訟法第47条に規定する「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成し、又は取得した書類をいい、種類及び保管者を問わないものであり、裁判所及び裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴になった事件の書類を含むほか、当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、検挙に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は「訴訟に関する書類」に当たるものと解されていることから、開示請求の対象となった保有個人情報が、刑事訴訟に関する書類に記録されている保有個人情報に該当するか否かについては、当該保有個人情報が記録されている行政文書が被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得された書類であるか否かを個別に判断すべきである。

これを本件についてみると、実施機関は、本件対象文書は、特定警察署が本件事件の捜査に着手し、司法警察職員が司法手続の一環である捜査の過程で作成又は取得した書類である旨説明するところ、当審査会がこれらの情報が記録された行政文書を確認した限りにおいて、当該文書の内容、性質等に鑑みても、実施機関の説明は首肯できるものであり、審査請求人の主張を考慮しても、これを覆す事情は見受けられない。

したがって、本件対象文書は条例第39条第4項に規定する刑事訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当すると判断する。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他るる主張するが、当審査会は保有個人情報の開示の請求に係る諾否の決定の当否について神奈川県公安委員会から意見を求められているのであり、当該主張について調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 6 月 23 日	○ 諮問
7 月 5 日	○ 審査請求人から条例第 44 条第 1 項の規定に基づき提出された意見書を収受
10 月 18 日	○ 審査請求人から条例第 44 条第 1 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 5 年 12 月 18 日 (第 338 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 1 月 26 日 (第 339 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 畷 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和6年2月28日現在) (五十音順)